

官報

昭和二十七年
九月十日昭和二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可
日刊(日曜休日休刊)

條 約

国際植物防疫條約をここに公布
する。

御名 御璽

昭和二十七年九月十日

内閣総理大臣 吉田 茂

條約第十五号

国際植物防疫條約

前文

締約政府は、植物及び植物生産物の
病害虫の防除並びにその病害虫の国境
を越えての侵入及びまん延の防止にお

ける国際協力の有益なことを認め、且つ、この目的のための措置の緊密な調整を確保することを希望し、次のとおり協定した。

第一條 目的及び責任

1 植物及び植物生産物の病害虫の侵入及びまん延を防止するため共同の且つ有効な行動を確保し、並びにその病害虫の防除のための措置を促進する目的をもつて、締約政府は、この條約と第三條に基づく補足的協定とに定める立法的、技術的及び行政的措置を執ることを約束する。

2 各締約政府は、この條約に基づくすべての要求をその領域内において満たす責任を負う。

第二條 適用範囲

1 この條約の適用上、「植物」という語は、生活力のある植物及びその部分(種子であつて、締約政府がこの條約の第六條に基くその輸入の取締又はこの條約の第四條(1)(a)及び第五條に基くそれに関する植物防疫証明書の発行を必要と認めるものを含む)をいう。「植物生産物」という語は、まだ製品化せず、且つ、一次的加工をされた植物質の生産物(植物)という語に包含されない種子を含む)をいう。

2 この條約の規定は、締約政府が有益と認めるときは、植物及び植物生産物の国際輸送に関する貯蔵所、容器、運搬機関、包装材料その他のあらゆる種類の附随的媒介物(土を含む)にも同様に適用することができる。

3 この條約は、国際貿易に重大な影響を及ぼす病害虫に特に関係があるものとする。

第三條 補足的協定

1 特定の地域、特定の病害虫、特定の植物及び植物生産物並びに植物及び植物生産物の特定の国際輸送方法に適用する補足的協定又は別にこの條約の規定を補充する補足的協定は、国際連合食糧農業機関(以下「FAO」という)が、特別の関心又は行動を必要とする特別の植物防疫問題に対処するために、締約政府の勧告又は自らの発議に基いて提案することができる。

2 この補足的協定は、各締約政府がFAOの憲章及び手続規則の規定に従い受諾した後、その締約政府について効力を生ずる。

第四條 植物防疫のための国内機関

1 各締約政府は、できる限りすみやかに、且つ、最善の力を尽して、次のものに関して措置を執らなければならない。

(a) 次の主要任務を有する公的植物防疫機関

(i) 特に植物の病害虫の存在、異常発生及びまん延を報告し、並びにその病害虫を防除することを目的として、生育中の植物、栽培地域(田畑、植栽地、育苗地、栽培園及び温室を含む)並びに貯蔵中及び輸送中の植物及び植物生産物を検査すること。

(ii) 特に植物及び植物生産物の病害虫の国境を越えての伝ばを防止することを目的として、国際取引において移動する植物及び植物生産物の積荷を検査し、並びにその他の物品又は商品の積荷で植物及び植物生産物の病害

虫の伝播者の役を演ずる虞がある状態の下に国際取引において移動するものをできる限り検査し、並びに、植物及び植物生産物であるその他の商品であるものを問はず、その国際取引に關するあらゆる種類の貯蔵及び輸送の施設を検査し、及び取り締まること。

(iii) 国際取引において移動する植物及び植物生産物の積荷並びにその容器、貯蔵所又は使用されるあらゆる種類の輸送施設について照査し、又は消毒すること。

(iv) 植物及び植物生産物の積荷の検査状態及び生産地に関する証明書（以下「植物検査証明書」という。）を発行すること。

(b) 植物及び植物生産物の病害虫並びにその防除方法に関する情報の国内配布

(c) 植物防疫の分野における研究及び調査

2 各締約政府は、自国の植物防疫機関の活動範圍及び当該機関の異動に関する説明書をFAOの事務局長に提出しなければならない。事務局長は、それについての情報をすべての締約政府に配布する。

第五條 植物検査証明書

1 各締約政府は、他の締約政府の植物防疫規則に適合し、且つ、次の規定に従う植物検査証明書の発行のための措置を行わなければならない。

(a) 検査の実施及び証明書の発行は、技術上の資格を有し、且つ、正当に委任を受けた官吏又はその権限の下にある者のみが、輸入国の当局が当該証明書を信頼することのできる文書として信用して受

理することができるとする状態において、且つ、そのような知識及び情報で当該官吏が利用することができるとするものによつて行わなければならない。

(b) 栽植又は繁殖の用に供する材料に關する証明書は、この條約の附屬書の文言のとおりとし、且つ、輸入国が要求する追加記載を含むものとする。この証明書の様式は、適当で且つ輸入国の要求に反しないときは、その他の植物又は植物生産物についても用いることができる。

(c) 証明書は、改変し、又は抹消してはならない。

2 各締約政府は、栽植又は繁殖の用に供する植物の積荷でその領域に輸入されるものに對しては、この條約の附屬書に掲げる様式に合致しない植物検査証明書を附することを要求しないことを約束する。

第六條 輸入に關する要求

1 締約政府は、その領域に植物の病害虫が侵入することを防止する目的をもつて、植物及び植物生産物の輸入を律する完全な権限を有する。締約政府は、この目的のため、次のことを行うことができる。

(a) 植物又は植物生産物の輸入に關する制限又は要求を規定すること。

(b) 特定の植物若しくは植物生産物又は植物若しくは植物生産物の特定の積荷の輸入を禁止すること。

(c) 植物又は植物生産物の特定の積荷を検査し、又は抑留すること。

(d) 植物若しくは植物生産物の特定の積荷を処理し、廃棄し、若しくはその搬入を拒否し、又は当該積

荷を処理し若しくは廃棄すること要求すること。

2 各締約政府は、国際貿易に關する障害を最小限にするために、次の條件に従つて本條1に掲げる規定を実行することを約束する。

(a) 締約政府は、本條1に定める措置を、それが植物検査上の考慮により必要とされない限り、その植物防疫法規に基いて執つてはならない。

(b) 締約政府は、植物及び植物生産物のその領域内への輸入に關し制限又は要求を規定するときは、その制限又は要求を公表し、且つ、直ちにそれを他の締約政府の植物防疫機関及びFAOに對し通報しなければならない。

(c) 締約政府は、その植物防疫法規の規定に基いて植物又は植物生産物の輸入を禁止するときは、その決定を理由を附して発表し、且つ、直ちにそれを他の締約政府の植物防疫機関及びFAOに報告しなければならない。

(d) 締約政府は、特定の植物又は植物生産物の積荷の輸入が搬入指定地点を通してのみ行われることを要求するときは、その地点を、國際通商を不必要に阻害しないように選択しなければならない。締約政府は、当該搬入地点の一覧表を公表し、且つ、それを他の締約政府の植物防疫機関及びFAOに通報しなければならない。搬入地点に關するこの制限は、当該植物又は植物生産物が植物検査証明書を伴ふこと又は検査され、若しくは処理されることを必要としない限り、行つてはならない。

(e) 締約政府の植物防疫機関が植物の積荷に對し輸入のために行う検査は、当該植物の枯死性に充分な考慮を払つて、できる限りすみやかに行わなければならない。積荷が輸入国の植物防疫法規の要求に適合しないことが判明したときは、輸出国の植物防疫機関にその旨を通報しなければならない。積荷が全部又は一部廃棄されたときは、輸出国の植物防疫機関に直ちに公的報告を送付しなければならない。

(f) 締約政府は、穀物、果実、野菜及び切花のような栽植の用に供しない植物又は植物生産物の搬入に當つて植物検査証明書を必要とする場合の数を、自国の植物生産を危くしない範圍内で最少限に減少するような措置を執らなければならない。

(g) 締約政府は、科学的調査の目的をもつて、植物及び植物生産物並びに植物の病害虫を起す生物の標品を、植物の病害虫のまん延の危険に對し充分な予防を講ずることを條件として輸入するための措置を執ることができる。

3 本條に定める措置は、締約政府の領域を通過する貨物に對しては、当該措置が自国の植物防疫に必要でない限り、適用がないものとする。

第七條 國際協力

1 締約政府は、この條約の目的を達成するため、相互にできる限り協力しなければならない。特に、

(a) 各締約政府は、植物の病害虫に關する世界通報機關を設置するため、既存機關の施設及び役務を充分に利用して、その設置について

FAOと協力し、且つ、当該機關が設置されたときは、次の情報をFAOに定期的に提供することに同意する。

(i) 直接的又は潜在的危険のある植物及び植物生産物の病害虫で経済的に重大な影響のあるものの発生、異常発生及びまん延に關する報告

(ii) 植物及び植物生産物の病害虫の防除につき有効と認められる方法に關する情報

(b) 各締約政府は、作物生産を著しく阻害し、且つ、緊急事態に對する國際的行動を必要とするような特定の破壊的な病害虫を撲滅するための特別な運動にできる限り参加しなければならない。

第八條 地域的防疫機關

1 締約政府は、適当な地区に地域的防疫機關を設置するため、相互に協力することを約束する。

2 地域的防疫機關は、当該地区における調整機關としての任務を行い、且つ、この條約の目的を達成するため各種の活動に参加するものとする。

第九條 紛争の解決

1 この條約の解釈若しくは適用に關し紛争がある場合は、締約政府が他の締約政府の行動がその政府のこの條約の第五條及び第六條に基く義務、特に、その領域から輸出される植物若しくは植物生産物の輸入を禁止し、若しくは制限する根拠に關する義務に違反すると認める場合には、一又は二以上の關係政府は、紛争問題を審議するための委員會の任命をFAOの事務局長に要請することができる。

カナダのために

H・バートン

政府の承認を条件として

千九百五十一年十二月

六日

セイロンのために

エジプトのために

エジプト王国政府はイスラエルの存在を認めず、且つ、現在まで認めていないので、この條約に対する私の署名は、私の政府をイスラエルに關してなんら拘束するものではなく、且つ、この点に關しすべての権利を留保して許されたものである。

モハメッド・アリ・エル

キラニ

千九百五十一年十二月

六日

政府の承認を条件として

フランスのために

アンドレ・マイエ

千九百五十一年十二月六日

政府の承認を条件として

インドのために

インドネシア連邦のために

S・スリオリディ・プロ

千九百五十一年十二月六日

アイルランドのために

トーマス・ウォールシュ

千九百五十一年十二月六日

政府の承認を条件として

イスラエルのために

S・モシ・イシヤイ

千九百五十一年十二月六日

日本国

山添利作

千九百五十一年十二月六日

政府の承認を条件として

六日

レバノンのために

ルクセンブルグ大公国のために

オランダ王国のために

S・L・ラウエス

政府の承認を条件として

千九百五十一年十二月

六日

ニュー・ジージランドのために

C・ホフブカー

千九百五十一年十二月六日

パキスタンのために

フィリピン共和国のために

S・カマス

(確認を条件として)

千九百五十一年十二月

六日

ポルトガルのために

アントニオ・ビレス・デ・ソ

千九百五十一年十二月六日

スペインのために

L・メー

千九百五十一年十二月六日

タイのために

ブラ・チュアン・カセート

千九百五十一年十二月六日

南アフリカ連邦のために

S・G・ドク・スウォート

千九百五十一年十二月六日

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

カリントン

千九百五十一年十二月六日

政府の承認を条件として

六日

アメリカ合衆国のために

P・V・カードン

千九百五十一年十二月六日

グイエトナムのために

ユーゴスラヴィアのために

デリボル・ソルダティ

政府の承認を条件として

千九百五十一年十二月

六日

キューバのために

カルロス・マルティネス

政府の承認を条件として

千九百五十一年十二月

六日

デンマークのために

A・P・ヤコブセン

政府の承認を条件として

千九百五十一年十二月

六日

サルヴァドルのために

ロド・B・チオンベルグ

政府の承認を条件として

千九百五十一年十二月

六日

外務大臣 岡崎 勝男

農林大臣 広川 弘禪

内閣総理大臣 吉田 茂